

京都府山城教育局「学生パワー活用事業」 学生ボランティア報償費支給事務処理要領

(趣 旨)

第1条 京都府山城教育局（以下「教育局」という。）が実施する学生パワー活用事業（以下「事業」という。）において、ボランティア活動を行った学生に対し、京都府「学生ボランティア」報償費支給要項及びこの事務処理要領（以下「要領」という。）に定めるところにより、予算の範囲内において報償費を支給する。

(支給対象者)

第2条 報償費の支給対象となる学生は、年度ごとに教育局が別に定める学生パワー活用事業実施要項により、ボランティア活動を行った学生とする。

(支給要件及び支給額)

第3条 学生ボランティアへの支給額は、次のとおりとする。

支 給 要 件	支 給 額
年間 1 ～ 10 日の活動	なし
年間 11 日以上 の活動	総額 5,000 円 支給

(支給要件となる活動日数等)

第4条 支給要件となる活動日数は、当該学生がボランティア活動する学校（以下「活動校」という。）に配置された年度内において、配置日から年度末までに活動した日数とする。

2 教育局管内で複数の活動校で活動している学生については、合算した日数を算定の基礎となる活動日数として支給額を算出する。

(除外対象活動)

第5条 活動校におけるボランティア活動について、他の機関から別途報酬や交通費、又はそれらに類するものが学生に支給される場合は、その対象となる活動日数を算定対象から除外する。

(支給手続き及び決定)

第6条 報償費の支給手続きは、次のとおりとする。

(1) 活動が終了又は活動中の学生で、第3条による支給要件を満たした場合は、学生パワー活用事業報償費口座振込依頼書（様式5）を教育局へ速やかに提出する。なお、辞退する場合は、原則として学生パワー活用事業報償費口座振込依頼書（様式5）により申し出る。

(2) 教育局は、前号により提出のあった活動実績を活動校から提出された学生パワー活用事業活動日実績簿及び実施報告書（様式4）に基づき審査の上、報償費の支給額を決定し、振込依頼のあった口座へ口座振込にて支給する。

(その他)

第7条 この事務処理要領に定めるもののほか、必要な事項は、教育局が別に定める。

附則

- 1 この事務処理要領は、平成 23 年 8 月 31 日から施行し、平成 23 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この事務処理要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 3 この事務処理要領は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。
- 4 この事務処理要領は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。
- 5 この事務処理要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 6 この事務処理要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 7 この事務処理要領は、令和元年 5 月 1 日から施行する。